

平成29度事業計画

I はじめに

平成 28 年は、4 月に熊本・大分地方に相次いで大きな地震が発生し、8 月 9 日には日本周辺に台風が接近、上陸し、関東、北海道、そして東北地方と広く大きな被害が発生した。また、東日本大震災の津波被災地の水産加工施設は 88%まで業務再開を果たしているが、売上回復は、水産・食品加工業では 3 割という状況である。

こうした中、今年度も国産塩安定供給のための需給バランスの監視作業を続けてきたが、塩需要量はいまだに震災以前の水準に回復していない。

塩の販売については、生活用塩の減少傾向が依然として続いている中で、通期では 92 万トン程度と見込まれている。

石油石炭税については、平成 24 年 10 月 1 日から、石油石炭税の税率に地球温暖化対策のため税率が三段階に分け上乗せ導入されたが、平成 29 年 3 月 31 日までの期限とした軽減措置について、延長措置への行動を実施した結果、さらに 3 年間の軽減措置の延長が税制改正大綱に盛り込まれ、通常国会に法案が上程され平成 29 年 3 月 27 日可決された。

海外石炭事情（アジアの一般炭需要）については、中国政府が環境面への配慮並びに産業構造改革の一環として石炭の過剰生産解消に乗り出し、不足分の対応については、輸入に切り替えた結果、石炭価格は急騰した。そのため、中国政府は中国国内基準価格を定め、価格が大幅に変動した場合には、減産若しくは増産する施策を打ち出し、石炭価格の安定化に取り組んでいるものの、政府の政策次第では、再び価格が高騰する可能性が高い。また、インド及び東南アジアを始めとするアジア新興国では、経済発展に伴い、多くの石炭火力発電所の建設計画が立ち上がり、一般炭需要の増加が見込まれている。

豪州と比肩する石炭供給大国であるインドネシアでは、採掘条件の悪化により、石炭生産量が減少している一方で、火力発電所の建設が進み、需要が続伸。インドネシア政府は国内への石炭供給を優先させる政策を打ち出し、海外への石炭供給量が減少している。

豪州では、数年にわたる石炭市況の低迷から、採算の取れない炭鉱の閉山や生産休止を実施する一方で、経済性の優れた炭鉱への選択と集中が行われている。斯様な状況下で、一般炭事業から撤退を決める生産者が現れ、寡占化が進んでいる。

海上運賃については、上記に述べた通り、アジア新興国での石炭需要増に伴い、船舶需要も増加。一方で、長年続いていた海運市況の低迷から脱却する為に、船舶の解撤が進められ、供給量が減少。これらの事情から、海運マーケットは急速に回復に向かっている。そのような状況下にあつて、石炭価格並びに運賃は前年度と比較して高騰し、為替問題も絡み、国内製塩の安定操業・事業存続が危惧される状況に変わりはない。

関税問題については、T P P（環太平洋経済連携協定）法案は、12 月 9 日成立に至ったが、米国トランプ大統領の離脱宣言により、日本を含む 12 カ国で批准を目指した現行での枠組みでの T P P 発効は不可能となった。

塩の安全・安心への取り組みについては、H A C C P・I S O 22000 の考え方を取り入れ、食品衛生法の趣旨・原則に基づいて定めた「食用塩の安全衛生ガイドライン」に、食品防御及び A I B 国際検査統合基準の考え方を充実し、工場の現場レベルでの管理体制をより強化させた内容の第 5 版により、会員 3 工場に対してガイドライン維持審査を実施した。

このほか、外部セミナーへの参加、ホームページ等の改定、消費者からの電話対応等を通じて「塩の正しい情報」の普及に努めた。

また、過去 5 年間に費やし、イオン交換膜の高性能化に向けて取り組んだ次世代膜の開発事業については、その基礎研究をベースに本格的工業化の準備が進められている。

II 平成 29 年度基本方針

我々は、国民生活に不可欠な良質な塩を、膜濃縮せんごう法により安定的に供給することを使命とし、「安全・安心・国産塩」を取り組みの柱に据え、広く国民から共感を得ていくこととする。

上記の基本認識に立って、今年度の事業運営の重点を次の通りとする。

1 国産塩の安定供給への取り組み

日本の製塩業は、膜濃縮せんごう法によって国民生活に不可欠な良質の塩を安定供給することを使命とし、その効率化を図ってきた。我々の務めは、塩の安定供給を将来にわたり継続するために必要な生産体制をより維持・強化していくため、不断の設備投資を行っていく。

また、(公財)塩事業センターの生活用塩供給業務等の諸施策に協力することにより、生活用塩の安定供給に努める。

2 安全・安心への取り組み

「食用塩の安全衛生ガイドライン」については、今後とも、食品防衛及びA I B基準を含め、市場の品質要求に対応した改定とその着実な実施に努め、さらに徹底した管理を行っていくこととする。

また、膜濃縮せんごう塩の品質上の優位性を、各種媒体を通じてより強力で訴求していくこととする。

3 情報の収集と提供

塩を取り巻く厳しい環境と激しい変化に対応するため、国内製塩業に影響を与える可能性のある近隣諸国及び国内塩産業の動向に関し、財務省・(公財)塩事業センター等関係機関・団体との連携をより密にし、会員各社に対する迅速・的確な情報の収集と提供に努める。

4 適塩活動の推進についての活動

塩業界挙げての「適塩推進運動」に向けて、参画する関係機関・団体とともに、「適塩」の理解啓蒙に努める。

5 製塩技術の伝承

塩技術研修会の開催を継続し、会員企業等の技術者を育成し、高度な国内製塩技術の伝承に努める。

6 塩製造技術高度化研究開発業務への対応

(公財)塩事業センター主導の下に始められた次世代膜開発業務は、製塩膜メーカーの協力を得て実用化に向けての段階にまで進められた状況にあるので、適宜、開発状況の把握に努めるとともに、今後とも早期製品化に協力していくこととする。

7 関税問題への取り組み

T P P が発効できなくなった状況下、今後の交渉進展が検討課題となる一方、T P P 参加国以外の他方面の関税交渉は引き続き展開が想定される。今年度も、政府・与党の動向等に注目し、塩の関税撤廃に対しては、断固反対して行くこととする。

8 「石油石炭税の軽減措置」への取り組み

石油石炭税の上乗せ税率分の軽減措置については、29年4月より3年間の延長の法案が可決されたが、引き続き、国内製塩企業の経営に与える影響に鑑み、次回の税制改正時においても実現できるよう、要請行動を続けていくこととする。